

南幌町議会感染症対応マニュアル



令和 3 年 2 月 1 日

南幌町議会



1. 趣旨

このマニュアルは、感染症の拡大を防ぐための予防対策を講じるとともに、町議会議員（以下「議員」という。）又はその家族が、感染症に感染した場合に適切な対応を行い、感染の拡大防止や迅速かつ円滑な議会運営が図られることを目的とし定めるものとする。

2. 感染症予防

議員は、次により感染予防に努めるものとする。

- （１）手指の消毒、手洗い、咳エチケットの徹底
- （２）必要に応じたマスクの着用
- （３）議員控室等の換気
- （４）近距離での接触制限（電話、メール等の積極的な活用）
- （５）定期的な検温など、平常時における健康状態の把握
- （６）不要不急の外出の自粛 ※３密（密閉、密集、密接）を避ける
- （７）政府が発令する緊急事態措置を実施している都府県への移動自粛

3. 症状がある場合

- （１）議員は、発熱等の風邪の症状が見られる場合は、自宅療養するものとする。
- （２）議員は、議員又はその家族が次のいずれかに該当する場合は、議会事務局（以下「事務局」という。）に申し出るものとする。
 - ①息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱などの強い症状がある。
 - ②発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が４日以上続いている。

4. 保健所等へ相談し医療機関を受診した場合

議員は、３（２）の場合で保健所に相談し医療機関を受診したときは、結果を事務局へ報告するものとする。なお、議員又はその家族が検体を採取された場合は、事務局を通し、速やかに議長へ報告するものとする。

5. 感染が判明した場合

議員は、議員又はその家族の感染が判明した場合は、保健所等の指示に従い行動し、速やかに事務局及び議長へ報告するとともに、事務局は速やかに感染症対策本部（以下「本

部」という。)へ報告するものとする。また、保健所等から連絡、指示があった場合は、その都度、事務局へ報告するものとする。

感染が判明した場合、事務局は保健所の指示等に従い、次の(1)から(3)までを行うものとする。

(1) 議員控室等の消毒

(2) 当該議員へのヒアリング、行動履歴や経過等の把握及び事務局内等における濃厚な接触があったと思われる者(以下「濃厚接触候補者」という。)の抽出並びに議長及び本部への報告

(3) 各議員への状況報告

6. 濃厚接触者とされた場合

議員又はその家族が、保健所より濃厚接触者とされた場合は、保健所等の指示に従い行動し、速やかに事務局へ報告するとともに、事務局を通し、議長及び本部へ報告するものとする。また、保健所等から連絡、指示があった場合は、その都度、事務局へ報告するものとする。

7. 本部への問い合わせ等、本部からの情報提供について

議員は、感染症への迅速な対応に影響を与えかねないことから、緊急を要する場合を除き、直接、本部及び町担当課への問い合わせ等を行わず、事務局を通すこととする。

事務局は、本部及び町担当課から情報提供がされた場合は、速やかに議長へ報告するものとする。

8. 会議の開催について

議長は、必要に応じて議員による会議を開催し、対応を協議することができる。

9. その他

このマニュアルに記載のない事項にあつては、状況により対処する。また、様々な感染症に対し、国・道が出した指針に基づき随時マニュアルを変更し運用するものとする。

南幌町議会感染症対応マニュアル【概要版】

※緊急を要する場合を除き、直接、本部及び町担当課への
問い合わせ等を行わないこととする。

フェーズ	状 態	報 告
感染予防	①手指の消毒、手洗い、咳エチケットの徹底 ②必要に応じたマスクの着用 ③議員控室等の換気 ④近距離での接触制限（電話、メール等の積極的な活用） ⑤定期的な検温など、平常時における健康状態の把握 ⑥不要不急の外出の自粛（3密を避ける） ⑦政府が発令する緊急事態措置を実施している都府県への移動自粛	な し
症状がある場合	議員又はその家族が ①息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱などの強い症状がある ②発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が4日以上続いている ※発熱等の風邪の症状が見られる場合は、自宅療養する	①、②いずれか 議員→事務局
保健所等へ相談し 医療機関を受診した 場合	① 議員又はその家族が医療機関を受診した ②議員又はその家族が医療機関を受診し、検体を採取された	①の場合 議員→事務局 ②の場合 議員→事務局 →議長
感染が判明した 場合	議員又はその家族の感染が判明した その後、保健所等から連絡、指示があった ※事務局は、保健所等の指示に従い、議員控室等の消毒を行う	議員→事務局 →議長・本部
濃厚接触者と された場合	議員又はその家族が保健所より濃厚接触者とされた その後、保健所等から連絡、指示があった	議員→事務局 →議長・本部